第

928

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 10月 9日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレージョン

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☆医師会費・医師年金の掛金

②:私は個人開業医です。毎月支払う医師会の会費や医師年金の掛金、医師国民健康保険の保険料などの税務上の処理はどうなりますか。

A:医師会費は必要経費になりますが、医師年金の掛金及び健康保険の保険料は必要経費になりません。

【解説】

通常の医師会費は、診療活動を行っていくうえで必要なものであり、必要経費に算入できます。必要経費に算入できる会費は、通常の範囲のものに限られますので、特別な会費については、その目的、用途等によって、繰延資産として償却の対象となることもあります。

最後に、医師国民健康保険の保険料ですが、 この保険料は、社会保険料控除の対象にはな りますが、必要経費には算入できません。







